

7 消安第 1702 号  
令和 7 年 6 月 11 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第4号の規定に基づき、  
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委  
員会の意見を求めます。

記

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の規定に基づ  
き、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の表を改正  
し、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜と  
してエミューを追加すること  
（概要は別紙のとおり）



(別紙)

## 家畜伝染病予防法施行令改正の趣旨及び概要について

### 1 背景

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）においては、家畜の伝染性疾病のうち、高病原性鳥インフルエンザなど、その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものを家畜伝染病として定めている。

また、それぞれの家畜伝染病に対応して、その対象となる家畜として、法及び家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号。以下「令」という。）において家畜を規定し、家畜伝染病の予防のため、飼養頭羽数の県知事への報告や殺処分の実施等、所要の防疫措置をもとめているところ。

現在、家畜伝染病の対象家畜として、法において鶏、あひる等が、政令においてきじ、だちょう等が規定されている。

このような状況下で、高病原性鳥インフルエンザについては、全世界的に発生が続いており、高病原性鳥インフルエンザウイルスが渡り鳥によって国内に持ち込まれ、我が国において当該疾病が発生するリスクが高まっている。

国内においても、令和 2 年以降 5 年連続で農場での発生が確認されており、平時からの防疫体制の構築と迅速なまん延防止措置が重要である。

また、エミュー（※）について、近年、採卵・肉用・採油等の用途で我が国において飼養数が増加しており、現行令に規定するだちょうよりも飼養数が多くなるなど、我が国畜産業に一定程度定着してきている。

くわえて、エミューも、基幹家畜である鶏等と同様に高病原性鳥インフルエンザに感染する可能性があるため、エミューが高病原性鳥インフルエンザに感染したときには、基幹家畜にまで影響を及ぼしかねない。

### 2 改正の概要

家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 1 条の表を改正し、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを追加する。

(※) エミューとは

- ✓ 原産国：オーストラリア
- ✓ 主要生産地：福島県、福岡県、佐賀県、熊本県
- ✓ 特徴：頭長約 200 cm、体重 50 kg
- ✓ 用途：採卵・肉用・採油等
- ✓ 飼養状況：1,895 羽・151 戸（令和 6 年 12 月時点）  
令和 2 年時点の飼養状況は 717 羽・45 戸（推定）

【参考】だちょうとは

- ✓ 原産国：アフリカ
- ✓ 主要生産地：茨城県、山梨県
- ✓ 特徴：頭長 200～250 cm、体重 100 kg
- ✓ 用途：肉用、皮革等
- ✓ 飼養状況：1,331 羽・108 戸（令和 6 年 12 月時点）  
令和 2 年時点の飼養状況は 2,905 羽・164 戸（推定）

出典 <https://torinozukan.net/>

<http://japan-ostrich.org/introduction/view/0218023967>